

インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します

当組合では、加入者の健康維持のため「インフルエンザ予防接種」の費用補助を実施しています。

インフルエンザ流行前にワクチンを接種することで体内に抗体をつくり、

インフルエンザに感染した場合でも重症化を防ぐことができますので、流行前に早めの予防接種をお願いします。

費用の請求は令和6年3月まで、となっておりますので早めに会社へ提出しましょう。

対象者

当健康保険組合に加入している被保険者(本人)・被扶養者(家族)の方

実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日(補助額の請求はお早めに)

補助限度額

接種1回につき2,000円を上限に一人年2回まで補助

請求方法



1 「インフルエンザ予防接種」を受けて「領収書」をもらいます。

2 被保険者(本人)が、「領収書(※)」のコピーを会社の担当者へ提出します。
担当者は「インフルエンザ予防接種費用請求書」に「受診者一覧表」と
「領収書コピー」を添付し、健康保険組合へ請求します。

3 健康保険組合から、請求書に記載された指定口座に補助金をお振り込みします。

領収書の例(※)

領収書に必要な内容が書かれているか確認しましょう

※個人情報保護法により、当健康保険組合から病院等へ領収書内容について問い合わせが出来ません。

領 収 書	
健保 太郎 様	
¥9,900(税込)	
但し、インフルエンザ予防接種の代金として	※1
※2	
健康保険病院	

※1) インフルエンザ予防接種代金として ※2) 受けた方全員のお名前と内訳金額

左記領収書の場合、補助額として
7,300円(2,000円2人、1,650円2人分)が
健保組合へ請求できます。

お子さまなど2回接種した方がいる場合は、
その分の領収書を添付することで
2回分の補助を受けることができます。

レシートの場合

【領収書】【病院名】の印字がない場合は、補助の対象となりません。
病院等に【領収書】を発行していただく必要があります。
(記載もれが多いのでご注意ください)

新型コロナワクチンと
インフルエンザワクチンは
同時に接種することは
できますか?



新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能
です。ただし、インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロ
ナワクチンと一緒に接種できません。互いに片方のワクチンを受け
てから2週間後に接種できます。【厚生労働省HPより】

50歳以上の被保険者・被扶養者を対象に帯状疱疹ワクチン予防接種費用の一部補助もしています。

詳しくは、お勤め先もしくは健保組合(TEL:011-633-8353)までお問合せください。